

## 四日市港利用促進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、四日市港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、四日市港への新規航路の誘致及び既設航路の維持・強化並びに貨物の集荷促進を図り、もって四日市港の利用促進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新規航路の誘致
- (2) 既設航路の維持・強化
- (3) 貨物の集荷促進
- (4) その他目的達成のために必要な事業

### (会員)

第4条 協議会の会員は、経済団体、地方公共団体、貿易関係企業及びその他関係機関のうち、協議会の目的に賛同するものをもって構成する。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	6名以内
専務理事	1 名
常務理事	1 名
理 事	50名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）
監 事	2 名

### (役員を選任及び任期)

第6条 理事及び監事は、会員団体から届出のあった代表者の内から総会において選任する。ただし、理事と監事を兼ねることはできない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、役員会において理事の内から選任する。
- 3 役員任期は選任された総会の日から2年後の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員に選任された会員団体の代表者に変更があったときは、当該会員団体の新たな代表者をもって役員に充てるものとし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その役員が会長、副会長、専務理事及び常務理事であるときは、役員会を開催して理事の内から改めて選任するものとする。

### (役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を処理する。
- 5 理事は、会務の運営にあたる。
- 6 監事は、会計の監査を掌る。

(名誉会長)

第8条 協議会に名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、三重県知事及び四日市市長をもって充てる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

- 2 総会及び役員会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 規約の制定、改廃に関すること
  - (2) 事業計画に関すること
  - (3) 予算、決算に関すること
  - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 4 役員会は、協議会の運営について必要な事項を審議する。
- 5 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める時は、総会及び役員会は書面等による開催に代えることができる。

この場合、可否を表明した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第11条 専門的事項について調査・検討するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が会員の中から指名する。

(会計)

第12条 協議会の経費は、会費、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会員は原則として会費を負担するものとし、会費は1口につき年額1万円とする。
- 3 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 協議会の予算は、第10条第3項の議決を経るまで、前年度の予算を基準として執行する。
- 5 第10条第3項の規定により議決された予算は、会長の専任により補正できるものとする。この場合、会長は補正後最初に開催される総会に、補正後の予算を報告しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める時は、総会及び役員会は書面等による開催に代えることができる。

この場合、可否を表明した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局参与を置き、会員団体の構成員の中から会長が委嘱する。

3 事務局長は、事務局の運営を総括する。

4 事務局参与は、会員間の調整事務、又は出納事務を総括する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は、平成15年6月4日から施行する。

附 則 この規約は、平成16年6月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成19年5月30日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年5月27日から施行する。

附 則 この規約は、平成30年5月23日から施行する。

附 則 この規約は、令和3年6月30日から施行する。